

平成26年11月28日

各課等の長 各位

飯綱町長 峯 村 勝 盛

平成27年度予算編成方針について(通知)

平成27年度の予算編成方針を次のとおり定めたので通知する。

記

第1 国の動向

国においては、「平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を閣議了解し、この中で「中期財政計画に沿って、平成26年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としており、「義務的経費については、前年度当初予算における各種経費の合計額に相当する範囲内において、義務的性格の根拠を明示の上、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図る。」また、「その他の経費については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に100分の90を乗じた額の範囲内で要求する。」としている。

また、地方財政計画においては、地方単独事業の削減を求めてくることが予想され、さらに、08年のリーマン・ショックを受け、景気対策として平成21年度以降上乘せ措置されている地方交付税の「別枠加算」の廃止、別枠加算と同様、景気対策として加算されてきた「歳出特別枠」についても大幅な縮小が検討されている。

第2 本町の財政状況及び財政見通し

1. 本町の財政状況

本町では、歳入に見合った効果的で効率的な財政運営、平成33年度からの普通交付税の一本算定を踏まえた持続可能な財政構造の構築を目指して、従前より、集中改革プランや行財政改革を推進し、自主財源の確保、人件費や物件費の削減、扶助費や繰出金の抑制などに努めるとともに、平成24年度からは事務事業評価の評価方法を改善し、実施計画は全事務事業を対象に見直しを行うなど、さらなる行財政改革の推進と職員の意識改革を図ってきたところである。

平成25年度決算においては、財政の健全性を示す健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回り、数値的には大幅な改善が図られているものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度に比べ0.2ポイント上昇し84.0%となり、財政の硬直化が懸念される。

このような状況の中、本町の財政規模は依然大きなままであり、普通交付税の段階的縮減期間、一本算定を踏まえた根本的な見直しには至っていない。今後、ストックマネジメントなどの財政需要

が大きいことを考え合わせると、物件費や補助費などの経常的経費の大幅な削減を行い、さらに、財政調整基金に頼らなければ、当初予算を編成できないという苦しい財政運営が続くものと捉えている。

また、国からも「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が通知されているところであり、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、公共施設等の最適な配置を実現するために「公共施設等総合管理計画」を策定し、更新・統廃合・長寿命化などを総合的に行うことにより将来の財政負担を軽減・平準化する必要がある。

2. 平成27年度の財政見通し

歳入面では、町税収入のうち税制改正に伴い軽自動車税の増収は見込まれるものの、固定資産の評価替えに伴う固定資産税の減収が見込まれ、町税全体としては、平成26年度当初予算額を下回る見通しとなっている。

また、地方交付税や臨時財政対策債は、本町の基準財政需要額に算入される公債費の増加に伴う増額が見込まれるものの、国の動向などから横ばいになると推測され、一般財源全体は減額となる厳しい状況にあると捉えている。

一方、歳出面では、合併特例債や臨時財政対策債に係る公債費の大幅な増加や高齢化の進展などによる扶助費(社会保障費)の増加も見込まれ、さらに、病院、水道会計への補助費や下水道事業への繰出金、広域消防の負担金なども引き続き高水準で推移する見通しとなっている。

また、引き続き斎場建設や駅周辺整備、小中学校の防災機能強化などが予定されているほか、統合保育園整備が本格化することから、普通建設事業費の大幅な増加が見込まれ、歳出全体としても、平成26年度当初予算額を大幅に上回るものと捉えている。

したがって、現時点では、平成26年度当初予算編成時における財源不足額(財政調整基金取崩額)1億2千万円を大幅に上回る財源不足が見込まれ、平成27年度は一層厳しい財政運営となることが予想される。

第3 予算編成方針

1. 予算編成の基本方針

平成27年度は、合併10周年を迎える区切りの年となる。この10年間で住民の一体感の醸成が図られてきたが、今後は、この10年間の検証の上に立ち、さらに先を見据え、「持続可能なまちづくり」を基本に、「住民との協働による成熟したまちづくり」に取り組む必要がある。

また、平成27年度は、第1次総合計画後期基本計画の4年目となるが、予算編成にあたっては、実施計画事業を着実に推進しつつ、行財政改革の徹底を図り、予算規模を見直し、身の丈に合った健全な財政運営に改善していくため、創意工夫を持って取り組むものとする。

については、一般財源の確保が厳しさを増すなかで、歳入に見合った歳出が予算の基本であるということを再認識し、重点施策に重点的に予算配分する一方、重点施策以外は抑制していかなければならない。このため、従来の計上方法にとらわれずに、ゼロベースで見直しを行い、これまでも増して事業の廃止を含めた厳しい選択を行うこと。

各課等においては、課等の長が中心となり、緊急性や町民ニーズがより高い事業に重点的に予

算配分をするため、事業に優先順位を付け、選択と集中を徹底することで、効率的・効果的な予算編成に取り組まれない。

なお、社会保障と税の一体改革に基づく消費税率の引上げについては、国民生活はもとより、町の歳入歳出双方に影響を及ぼすこととなるので、注視していく必要があるが、平成27年度当初予算には反映しないこととする。

(1) 歳入に関する事項

先進自治体の取り組みや事例を参考に、歳入獲得手段について広く検討を行い、事業財源は自ら捻出するという視点に立ち、柔軟な発想で、これまで以上に自主財源をはじめとする財源の確保に努めることとし、次の事項に取り組まれない。

① 自主財源の確保

自主財源の根幹をなす町税の徴収率については、向上の傾向がみられるが、さらなる向上に向けて取り組むこと。上下水道料金、保育料等についても、徴収率のさらなる向上に向けて取り組むこと。特に、滞納に対しては、現年度分への早期対応、過年度分については可能な限り滞納整理手法による徴収努力を行うこと。

また、使用料や手数料については、特定の行政サービスの提供に要する経費の対価であり、受益者負担の観点から適正であるか毎年検討し、計画的な見直しを図ること。

② 国・県補助金などの特定財源の確保

国・県の予算編成の動向は、現時点では不透明な状況ではあるが、町の予算編成に大きな影響を及ぼすものであり、法令や制度等の情報収集に努め、補助金などを積極的に活用し、可能な限り特定財源の確保に努めること。

安易に一般財源(地方債や基金)に頼るのではなく、新規事業や事業の拡充の際は、県の担当課等に補助金の有無を確認するなど、事業を実施するための財源を自ら確保するように努めること。

(2) 歳出に関する事項

事務事業の見直しを短期間で行うことは困難であることから、職員一人一人がコスト意識を強く持ち、町民ニーズの的確な把握を徹底し、日頃から事務事業を行うことが重要となっている。

平成26年度版実施計画に基づく事務事業の執行を基本とするが、課等の長は、マネジメント力を発揮し、主体性・自主性を持って、次の事項に取り組まれない。

① 自己査定 of 徹底

事業費や事業量の抑制を図るため、前年度と同様の事業であっても、事業費や事務量を徹底的に見極め、積算根拠を明確にして要求すること。

また、課等の単位で事業内容を精査し、事業の優先順位を明確にするとともに、事業内容を見直すか、新たな特定財源を確保することにより、平成27年度の一般財源充当額を次のとおり調整すること。

・各課等ごとに、所管する全事務事業の、物件費(賃金を含む)、維持補修費、普通建設事業費、補助費(企業会計、国・県・市町村・一部事務組合に対するものを除く)の一般財源(合計)が、実施計画の同費目の一般財源(合計)よりも、5%以上マイナスとなるように調整すること。

・人件費(賃金を除く)、扶助費、公債費、補助費(企業会計、国・県・市町村・一部事務組合に対す

るもの)、繰出金、積立金は上記調整の対象外である。

②事業の見直しの徹底

町民ニーズや事務事業評価、前年度の予算執行率などを十分検証し、所期の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業、コストに見合う成果が出ていない事業、社会的に必要性が低下した事業は、次の事項に留意し、事業に係るコストと成果を一から検証し、廃止や縮小、凍結などの見直しを徹底すること。

・国・県からの財政支援が廃止又は縮小となった事業は、事業見直しの好機と捉え、漫然と町の単独事業として継続することなく、事業自体の在り方から見直すこと。

・事業の実施方法などを見直し、町民やNPO法人などとの分担・協働が期待できる事業はないか、また、経費の節減が図れる部分はないか精査すること。

・新規事業を行う場合は、既存の事業の見直しによって財源を捻出すること。

・事務事業評価で改善、縮小・統合、休止・廃止となった事業については、必ず予算編成に反映させること。

・補助金は、平成26年11月に定めた「補助金見直し基本方針」に基づき、見直しを徹底すること。

・これまで、議会、監査委員などから指摘された事項については、予算編成時点で改善に努めること。

2. 平成27年度の重点事項

実施計画ヒアリング時の意見交換等により、重点的に取り組むべき施策として指示した事項に重点を置き予算編成に臨むこと。

なお、予算を重点配分する事項は、平成26年度版実施計画の内示で示したとおりである。